最終更新日:2015年11月5日
株式会社 協和エクシオ
代表取締役社長 小園　文典
問合せ先:財務部 03-5778-1106
証券コード:1951
http://www.exeo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまから信頼される誠実で透明性の高い経営を実現するため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する経営組織体制・経営システムの構築・維持を重要な経営課題の一つと認識しており、社会環境、法制度等の変化に応じた経営監視体制など、当社グループにふさわしい仕組みを随時検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向け継続した改善を図ることを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
当社は、相手企業との取引関係の維持・強化または効率的な施工のための連携等を目的として、政策保有株式を保有しております。主要な政策保有株式については、定期的・継続的に、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を取締役会において検証しております。
また、政策保有株式に係る議決権行使について、企業価値の向上に繋がるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査した上で、議案への賛否を判断いたします。

【原則1-7】
当社は、競業取引、取締役と会社間の利益相反取引を取締役会承認事項としており、毎期「競業取引、利益相反取引、関連当事者取引および他会社等の重要な兼職状況の確認について」にて確認管理しております。

【原則3-1】
Ⅰ)当社は、グループ理念として「技術力を培う、豊かさを求める、社会に貢献する」を掲げ、誠実性と透明性を経営上の基本的な規範として事業運営に取り組んでおります。
また、2013年度からの3ヵ年中期経営計画において、中期ビジョンを「トータルICTソリューションをグループ一体で推進し、価値創造と成長基盤を確立する」と定め様々な取組みを推進しております。
なお、詳細については当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。
(http://www.exeo.co.jp/ir/housin/keikaku.html)

Ⅱ)当社グループでは、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまから信頼される誠実で透明性の高い経営を実現するため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する経営組織体制・経営システムの構築・維持を重要な経営課題の一つと認識しており、社会環境、法制度等の変化に応じた経営監視体制など、当社グループにふさわしい仕組みを随時検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向け継続した改善を図ることを基本方針としております。

Ⅲ)当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、企業価値の増大に寄与し、短期及び中長期の業績向上に対するインセンティブが有効に機能すること、また、情報通信ネットワーク構築のリーディングカンパニーとして、優秀な人材が確保できる水準であることを基本方針としております。
その報酬総額は株主総会の決議により定められた報酬等上限枠の範囲内において決定しております。
取締役の報酬は基本報酬・賞与・ストックオプションで構成され、その具体的内容は以下のとおりであります。
基本報酬は、役位に応じた固定報酬とし、経営環境・世間水準を考慮して適正な水準で設定しております。
賞与は、当期の連結利益による業績連動を基本として、経営環境等を総合的に勘案して決定しております。
ストックオプションは、企業価値向上への意欲を一層高めるため、長期インセンティブとして役位に応じて付与しております。
監査役、社外取締役及び社外監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、固定の基本報酬のみとしております。

Ⅳ)取締役候補は、人格・識見ともに優れ、強い倫理観や変革を進める行動力、指導力等を有し、的確な意思決定ができる者を、取締役会の内部機関である「指名委員会」の審議を経て代表取締役が推薦し、取締役会において適否を審議、内定し、株主総会に諮る方法をとっております。
代表取締役及び役付取締役は、取締役会において選任しております。
監査役候補は、企業経営の経験や財務及び会計に関する専門知識等、監査役としての役割を果たすうえで必要となる高い識見を持った者を代表取締役が推薦し、監査役会の同意を得て株主総会に諮る方法をとっております。

Ⅴ)今後の取締役・監査役候補の指名にあたっては、株主総会招集通知等において、その指名理由を開示いたします。

【補充原則4-1-1】
当社は、取締役会規程等により、委任の範囲を明確に定めることに加え、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と社長の意思決定および業務執行を補佐する経営会議を設けております。
また、取締役会では、当社の経営戦略や事業計画等について、社外取締役を交えて自由な意見交換のもとで議論を行っており、適宜、会社概況や業績概況の報告を受け、経営状況の監視を行っております。

【原則4-9】
当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2、第445条の4、および同取引所が定める独立性に関する判断基準(「上場管理等に関するガイドライン」)に従い、独立役員を確保することとしております。

なお、各独立役員の選任の理由は、下記「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-1】
取締役の構成において、来歴（内部昇格、外部招聘、社外取締役の別）や性別、専門分野、年齢等のバランス・多様性を確保することにより、取締役会の活性化やガバナンスの向上を図っております。
取締役の員数は、激しく変化する事業環境等に迅速かつ的確に対応できる体制と考えており、執行役員制度を採用することにより意思決定のさらなる迅速化を図っております。
取締役の選任に関する方針・手続は、上記「原則3-1（IV）」に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2】
取締役・監査役の兼任状況は、期待する役割・責務を果たすうえで合理的な範囲内となっております。
なお、取締役・監査役の重要な兼職の状況及び社外役員の主な活動状況を、株主総会招集通知において毎年開示しております。

【補充原則4-11-3】
取締役会実効性の分析・評価については、年1回、取締役会において十分な情報提供が行われているか、十分な議論が行われたかアンケートを実施し、その結果を取締役会で審議し、取締役会の実効性の分析や機能向上に努め、その概要について開示いたします。

【補充原則4-14-2】
取締役・監査役は、知識や能力の向上を図るため、自己研鑽に努めるとともに、継続的に社外研修への参加や役員研修を受講することとしております。

【原則5-1】
当社では、経営企画部をIR担当部署としており、専任者を配置しております。株主および投資家とのコミュニケーションを重視し、開かれた株主総会や積極的でわかりやすいIR活動などを通じて、当社グループへの理解を深め、適正な評価と信頼をいただけるよう取り組むことを基本方針としております。

【原則5-1－2】
I)経営企画部に専任のIR担当者2名を配置し、経営企画担当役員をIR担当役員に指定しております。

II)IR担当者は、建設的な対話を行うために必要な情報である業績・各種施策の進捗状況、将来に向けた営業戦略等を収集するため、主要な会議に出席するとともに、適宜、関係部署との意見交換を行っております。

III)機関投資家および証券アナリスト向けの決算説明会を年2回実施し、代表取締役が業績等の説明を行っております。また、当社の事業内容や技術力・現場力の高さについて理解を深めていただくための「事業説明会」、「現場説明会」を適宜開催しております。

IV)対話における質問・意見については、適宜取りまとめ、経営陣に直接フィードバックし、当社経営のレビュー等に活用しております。

V)「インサイダー取引に関するリスク別マニュアル」および「IR活動における基本行動要領」を定め、インサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・住友電気工業株式会社退職給付信託口）	5,766,900	4.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,257,800	4.46
協和エクシオ従業員持株会	3,736,253	3.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,692,200	3.13
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	2,548,200	2.16
住友不動産株式会社	2,081,600	1.77
住友生命保険相互会社	2,000,000	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・三井住友信託退給口	1,834,000	1.56
JUNIPER	1,689,400	1.43
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	1,680,700	1.43

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北井　久美子	弁護士											
金澤　一輝	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北井　久美子	○	（業務執行者であった法人等） 厚生労働省 中央労働委員会 中央労働災害防止協会 TMI総合法律事務所 東京都公安委員会（現在） 勝どき法律事務所弁護士（現在） 当社と上記法人等との間には重要な取引等の関係がないため、当社の意思決定に影響を与える利害関係はないと判断しております。	弁護士としての専門知識を有しているほか、これまで中央省庁等の要職を歴任した幅広い識見から、取締役としての役割を果たすことが期待できるため、社外取締役に選任しております。 また同氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」における、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する基準に該当していないことから、独立役員として指定しております。
金澤　一輝	○	（業務執行者であった法人等） 川崎製鉄株式会社 JFEエンジニアリング株式会社 JFEホールディングス株式会社 学校法人中部大学（現在）	JFEホールディングス株式会社等の役員として企業経営等の豊富な経験と幅広い識見を有していることから、取締役としての役割を果たすことが期待できるため、社外取締役に選任しております。

		当社と上記法人等との間には重要な取引等の関係がないため、当社の意思決定に影響を与える利害関係はないと判断しております。	また同氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」における、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する基準に該当していないことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との間で、会計監査における年度計画策定時の意見交換及び四半期・年度監査に関する報告会等の定例会合を通じて、また、内部監査部門との間では、内部監査における年度計画策定時の意見交換及び業務監査に関する報告会等の定例会合を通じて、適正な監査意見形成のための実効的な連携に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田　明	他の会社の出身者										△			
目黒 高三	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田　明		―――	通信業界において役員として経営に関与した豊富な経験とこれまで培った財務及び会計に関する専門的知識から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しております。
		（業務執行者であった法人等） あらた監査法人 目黒会計事務所（現在）	公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を有しており、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社

目黒 高三	○	当社と上記法人等との間には重要な取引等の関係がないため、当社の意思決定に影響を与える利害関係はないと判断しております。	外監査役に選任しております。 また同氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」における、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する基準に該当していないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は株式報酬型ストックオプション及び通常型ストックオプションを付与しております。
・株式報酬型ストックオプション
企業価値向上への意欲を一層高めることを目的に、長期インセンティブとして株式報酬型ストックオプションを付与しております。
・通常型ストックオプション
当社グループの業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的に、インセンティブとしてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプションは当社社内取締役及び執行役員並びに子会社の取締役の一部及び執行役員に、通常型ストックオプションは当社社内取締役、執行役員、従業員の一部及び子会社の取締役の一部に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2014年度における当社の取締役及び監査役の報酬等の額
取締役(社外取締役を除く。) 10名 267百万円
監査役(社外監査役を除く。) 2名 40百万円
社外役員 4名 15百万円
(注)1. 上記には、平成26年6月24日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名、及び辞任した社外監査役1名を含めております。
2. 上記には、無報酬の取締役2名を含めておりません。
3. 上記報酬等の額にはストックオプションによる報酬額及び取締役賞与支給見込額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、企業価値の増大に寄与し、短期及び中長期の業績向上に対するインセンティブが有効に機能すること、また、情報通信ネットワーク構築のリーディングカンパニーとして、優秀な人材が確保できる水準であることを基本方針としております。
その報酬総額は株主総会の決議により定められた報酬等上限枠の範囲内において決定しております。
取締役の報酬は基本報酬・賞与・ストックオプションで構成され、その具体的内容は以下のとおりであります。
基本報酬は、役位に応じた固定報酬とし、経営環境・世間水準を考慮して適正な水準で設定しております。
賞与は、当期の連結営業利益等による業績連動を基本として、経営環境等を総合的に勘案して決定しております。
ストックオプションは、企業価値向上への意欲を一層高めるため、長期インセンティブとして役位に応じて付与しております。
監査役、社外取締役及び社外監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、固定の基本報酬のみとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、関連部署が各種資料の提供・説明等を適時実施することで、適切な意思決定・意見形成のための実効的な連携に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速かつ的確な意思決定及び執行を行っております。

取締役会は、重要事項の決定及び業務執行の監督を行い、執行役員は取締役会の決定に基づき、業務を執行します。また、当社は経営会議を開催し、重要な業務の執行に関する事項についての協議を行っております。

さらに、取締役会の内部機関として「指名委員会」「報酬委員会」を設置し、企業統治の更なる充実に努めております。指名委員会は取締役候補の選任等に関する審議を、報酬委員会は取締役報酬・賞与等に関する審議を行い、取締役会へ所要事項を報告しております。

内部監査については、業務監査を中心に、当社全部門及びグループ子会社を対象として監査を実施しております。監査役監査については、監査の方針・監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、取締役などからその職務の執行状況の聴取、主要な事業所・子会社の業務及び財産状況の監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会における取締役相互の牽制と、監査役の実効的な監査の実施により、経営監視面で有効に機能する体制が整っているものと考えております。

社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割は、社外取締役については、豊富な経験と幅広い識見を踏まえた発言を行うことにより、独立・中立的な立場から当社の経営の監督・監視機能を果たすと考えております。また、社外監査役については、客観的な立場で高い専門性、豊富な経験と幅広い識見に基づく視点を監査に活かすことで、経営監視機能を果たすと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第51回定時株主総会（2005年6月）より、株主総会招集通知の早期発送を実施しております。また、第60回定時株主総会（2014年6月）より、発送に先駆け、当社ホームページ、議決権電子行使プラットフォーム、及び東京証券取引所（TDnet）に掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第50回定時株主総会（2004年6月）より集中日を回避して定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使については、第51回定時株主総会（2005年6月）より導入しており、携帯電話による議決権の行使も可能としております。また第53回定時株主総会（2007年6月）より、東証等により設立された株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにも参加しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第53回定時株主総会（2007年6月）より、機関投資家が議決権を行使しやすい環境を提供することを目的に、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに招集通知（要約）の英文を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家を含むあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価と信頼を得ることを目的として、当社に関する情報を公平かつ適時適切に開示するとともに、積極的でわかりやすいIR活動を行っております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および期末決算の年二回説明会を開催しております。それぞれ決算発表後約1週間の間に開催しており、毎回数十名程度のアナリスト等が参加しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役が北米・欧州を中心とした海外投資家を毎年訪問し、業績等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、会社・経営・株式情報・ニュースリリース等を紹介しているほか、決算短信、決算説明会資料、月次受注状況等の各種資料を経年で掲載しております。 また、海外の株主・投資家向けに英文サイトを設け、各種英文資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部に専任者2名を配置しております。	
その他	代表取締役が国内外の機関投資家に、経営方針・決算状況等を直接説明しております。また、事業・現場説明会を随時開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、日々の事業活動を通じて、「技術力を培う」「豊かさを求める」「社会に貢献する」というグループ理念を具現化し、社会的責任を果たしていくことを、CSR基本方針に明記し、公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社長を委員長とするCSR委員会を設置し、グループ全体で様々な活動を実施しております。 これらの活動内容を記載した「統合報告書（コーポレートレポート）」を毎年発行し、当社ホームページに掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「技術力を培う 豊かさを求める 社会に貢献する」という企業理念を基本とし、その実現のため、当社グループ取締役及び使用人一人ひとりが誠実性と透明性をもった企業経営を実践してまいります。
当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は次のとおりであります。

⑴取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・法令及び社会規範・企業倫理の遵守を経営の最優先事項と位置づけ、それを確固たるものとする仕組みとしてコンプライアンス・プログラムを制定し、取締役は自ら当該プログラムを実践するとともに使用人に周知徹底を図る。使用人は同プログラムに従い誠実に業務を遂行する。
・また、コンプライアンスに関するリスクの未然防止と早期解決を図るため内部通報制度を設置する。
・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

⑵取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役の職務の執行に係る情報については、文書及び記録の管理に関する規程に則り、その保存及び管理を適正に実施する。
・また、当該情報について、監査役からの閲覧請求があった場合、同規程に定める文書管理責任者は速やかに提出する。

⑶損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・リスク管理に係る規程に則り、代表取締役社長の下にリスク管理体制を整備し、その充実を図る。
・リスク管理部門は、各部門によるリスクの抽出、評価、対応策の実施状況を把握するとともにリスク管理の推進を図る。
・内部監査部門は独立した立場から監査を実施する。

⑷取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
・代表取締役社長は取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な施策を策定し、取締役会の承認を得る。
・また、代表取締役社長をはじめ、取締役は、全組織的な会議の場を活用し、円滑な業務執行のための情報交換や指示・支援を行う。
・職務の執行に当たっては社内システムを活用し、事業計画の進捗状況の管理を行うとともに、取締役会が定期的にレビューを実施する。

⑸当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に則り、適切に報告する体制及び運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを整備し、グループ企業の財務報告の信頼性と適正性を確保する。
・グループ企業の営業成績、財務状況その他経営上重要な情報については、当社が定める子会社運営規程等において、グループ企業に対し、当社への報告又は当社の承認を得ることを義務づける。
・当社は、当社グループ全体のリスク管理に係るリスク管理規程を策定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
・当社は、グループ企業の取締役の職務執行の効率性を確保するため、当社グループの中期経営計画を策定し、また、グループ事業を統括する部門を設置するとともに、グループ社長会議等により円滑な業務運営に努める。
・当社は、グループコンプライアンス・マニュアルを作成し、グループ企業の全ての取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
・当社は、グループ企業の取締役、監査役及び使用人を対象とした、法令遵守等に関する研修を毎年実施し、コンプライアンス意識の醸成を図る。
・当社内部監査部門は、グループ企業各社の業務の有効性、適正性の監査を実施する。

⑹監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合は、 業務執行から独立した専属の組織を設置する。

⑺前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の承認を得ることとし、また、当該補助者は他部門を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないこととする。

⑻取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
・監査役会報告規程に則り、取締役及び使用人は、適時、適切に監査役会に報告する。

⑼子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
・グループ企業の取締役、監査役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
・当社リスク管理部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおけるコンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

⑽前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
・当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑾監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査役がその職務の執行について必要と認められる費用又は債務の処理を当社に対し請求したときは、当社は速やかに当該費用を支払い、又は債務を処理する。

⑿その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社は、監査役に対して、取締役及び使用人からヒアリングを実施する機会を保障するとともに、監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針としております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社グループは、重要な決定事実及び決算に関する情報については、取締役会などの決議・決定が行なわれた時点で適切に情報開示を行っております。また、重要な発生事実に関する情報については、その発生を認識した時点で迅速に開示しております。

さらに、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断される情報などについても積極的に開示し、経営の透明性を高めるよう努めております。

なお、情報開示手続きについては、東京証券取引所の電子開示システム（TDnet）への登録受付終了後、同取引所内の記者クラブへ当該資料を配布するとともに、当社ホームページへの掲載も併せて行なっております。

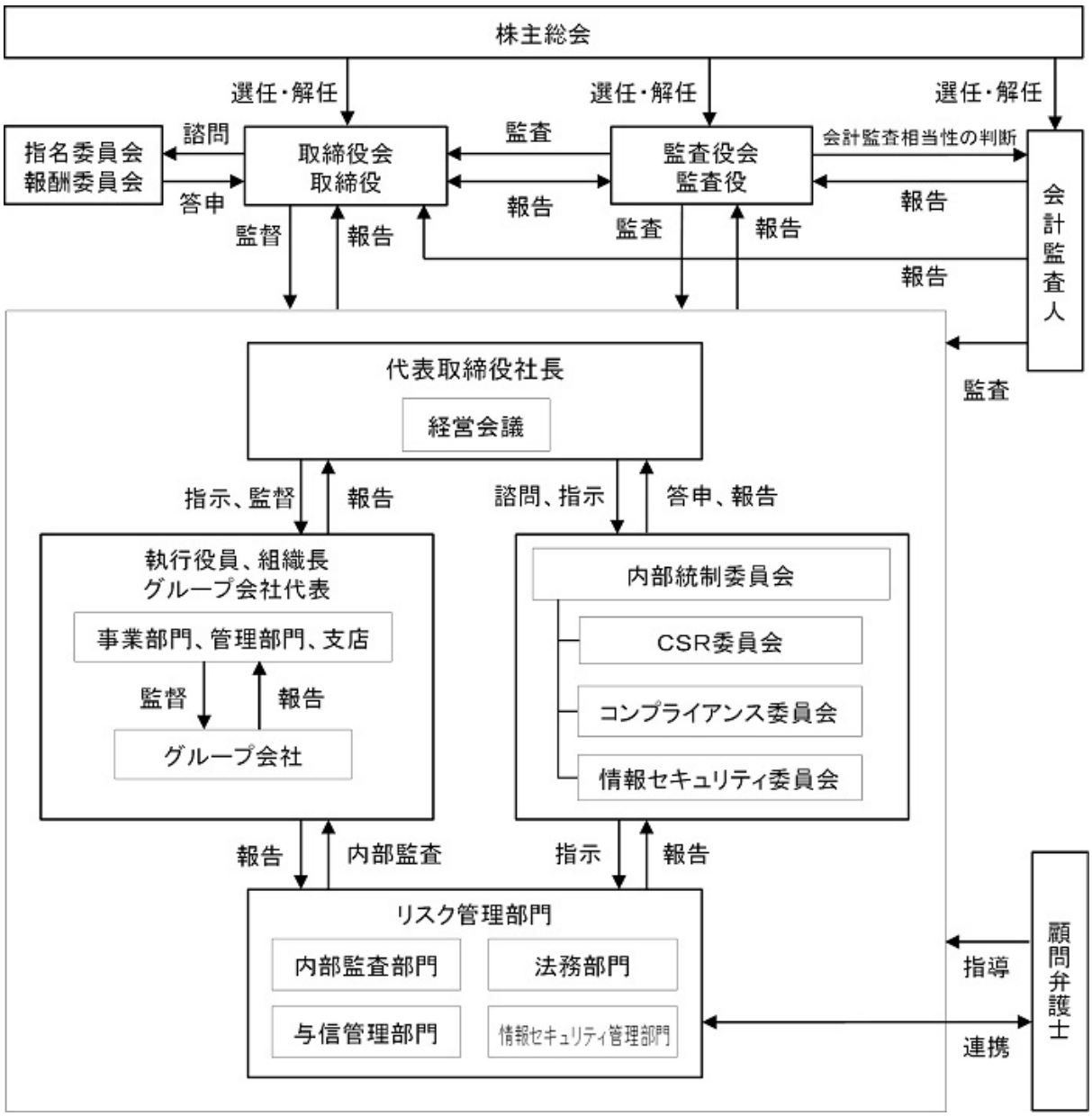
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
指名委員会
報酬委員会
諮問
答申
取締役会
取締役
監査
報告
監査役会
監査役
会計監査相当性の判断
報告
会計監査人
監督
報告
監査
報告
報告
監査
代表取締役社長
経営会議
指示、監督
報告
諮問、指示
答申、報告
執行役員、組織長
グループ会社代表
事業部門、管理部門、支店
監督
報告
グループ会社
内部統制委員会
CSR委員会
コンプライアンス委員会
情報セキュリティ委員会
報告
内部監査
指示
報告
リスク管理部門
内部監査部門
法務部門
与信管理部門
情報セキュリティ管理部門
指導
連携
顧問弁護士